

静岡県

## 労働研究所

会 報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル 3 階 静岡県評内  
静岡県労働研究所

TEL054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail: [kenpyo@mail.wbs.ne.jp](mailto:kenpyo@mail.wbs.ne.jp)<http://shizuokaroken.cool.ne.jp/>

## 研究会も回を重ねるたびに意欲が出て、楽しくなるみたい!

## 【年金問題とパート労働者 PART2】

3月19日(金)

今回(第6回)の定例研究会は、久しぶりに10分遅れで開かれました。多田所員が布川所長(所用で欠席)に代わり初の司会を担当しました。

今回も初めに、片桐所員から前回の「年金問題とパート労働者」について、政府の「年金制度改革案」は、年金保険料の引上げと年金給付の引下げが中心で国民の痛みが非常に大きいこと、更に年金の「支え手」の空洞化が進んでいること等、このことから日本の年金制度の遅れが論じられ、国民誰もが生存権を確保するためにも最低保障年金制度の実現が望まれる、と論点を簡単に報告しました。

## — 各国の年金制度 —

発表者・中澤秀一 特別研究員

## “スウェーデンの年金制度”

スウェーデンは99年の改革で制度の姿を根本から変え、それまでは、基礎年金と報酬比例年金の2階建てになっていましたが、この改革で、基礎年金を廃止し、2階建て制度を所得比例年金に一本化、更に、新たに「最低保障年金」制度(全額国庫負担)を設けた。そして、財政方式は、賦課と積立の両方式の組合せたもの(保険料率は18・5%、内16%が賦課方式、2.5%が積立方式で運用)であり単年度で収支を行なっていて、保険料は固定方式である。

## “イギリスの年金制度”

イギリスの年金制度の特徴は、基礎年金と所得比例の2階建てで、公的年金の給付水準が相対的に低いことである。基礎年金は単身で月額約4.5万円、夫婦で

月額7.3万円で平均賃金の15%程度である。所得比例年金は、満額支給(49年拠出)で平均賃金の20%程度、40年拠出で15%程度、保険料率は21.9%(労働10%、使11.9%)で、収入が週に1万円以上の者は強制加入となる。しかし、サラリーマン層の相当部分は、所得比例年金(SERPS)から脱退(適用除外)し、職域年金(OHP)に加入している。但しパートタイマーは加入できないが、インフラ等が整備されているため、給付が低くても生活不安は少ない、そして基礎年金しか給付のない低所得者層の救済に国家第2年金(S2I)が創設(2000年に確立)され公的年金制度として最低生活の保障、所得援助制度等を確立した、と報告されました。

## “ドイツの年金制度”

職業によって様々な年金制度(労働者年金保険、ブルーカラー、職員年金保険、ホワイトカラー、鉱山労働者年金)があるが、どれも所得比例の仕組みをとっていて、公費補助としての国庫負担がある。保険料率は19%で、週15時間以上、月収630マルク(3万円)以上の被用者は強制加入。また、労働者が個々に掛け金を積み立てる任意加入の補足的老後保障制度を創設している。

## “アメリカの年金制度”

ヨーロッパ各国と比べると伝統的に公的年金の比重が軽く、その代わりに「401Kプラン」などの様々な企業年金が普及している。中心となる公的年金制度が、連邦社会保障年金制度で、所得比例年金の年金制度である(1階建ての制度体系)。保険料率は12.4%で、年間2,800ドル以上の勤労所得のある民間被用者年間400ドル以上の収入がある自営業者は強制加入とな

り、全体の95%をカバーできている。そして、低所得者層に有利になっている。年金の給付額の算出方法が月収の最初の部分の592ドル以下は給付率が90%、次の592ドルから3567ドルまでは給付率が32%、それを越えると給付率は15%と給付乗率が通減されることになっている。

引続き、カナダの年金制度は、最低保障年金(基礎年金)と社会保険(所得比例)の2階建てになっており、最低保障年金は全額国庫負担となっている。所得比例は360万人の加入である。

中澤特別研究員は、このようにスウェーデンを始め諸外国の年金制度の現状や特長について報告をしましたが、詳しい年金制度の資料については、現在のところ比較研究・調査するだけの資料が少ないとのことでした。

発表報告の中で、度々言われていることは、ヨーロッパなどと比較すると、日本の年金制度の遅れ、特に「最低保障年金」制度が確立されていないため、国民の不安が増している」と述べておりました。

## 【討論の内容】

討論を進める前に、司会の多田所員からスウェーデンが99年に実施した、年金制度の改革は、どのような背景の中で進められたのか。の問いに中澤特別員は、スウェーデンも日本と同じように少子高齢化が進んでいるために、国民の不安や不信感を払拭するうえで、改革に乗り出したと述べました。

・初めて参加した川合氏は、諸外国の年金制度における保険料率が日本より比較的高くなっているが、との問いに、高負担であり、高福祉を実現しており、また、社会保障に関するインフラが整備されています。日本では中負担で、低福祉となっていて、国の負担費が非常に少ない。・生協労連からは、パートの加入問題や制度に対する問題点など解決すべき点などが出され、今回の改革では見送られたパートの20時間問題は、今後の議論と運動の推移を見ることがある。・前回より参加している三島の川口氏は、年金制度が5年毎に改革(改悪)されると若い人達は、この制度に対する不信感が益々拡がっていく恐れがあり、空洞化が進むことになる。



このことから、年金制度の充実を求めるなら「最低保障年金」制度を諸外国のように確立することが緊急ではないだろうか、と発言をしました。

(文責：片桐)



## 【今後の日程表】

◆4月15日(木) 18:30 第27回所員会議 於：県評

◆4月16日(金) 18:30 「4月定例研究会」賃金(世帯単位から個人単位へ) 於：静岡労政会館5F

◆4月21日(水) 17:10 篠原鉄工「年金学習会」講師派遣 中澤特別員 於：篠原鉄工所

◆4月28日(水) 18:30 「第13回理事会」於：静岡労政会館5F

◆5月21日(金) 18:30 「5月定例研究会」賃金PART2 予定 於：静岡労政会館5F